

相談支援専門員研修制度の見直しに 関する今後の取り扱い

相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会（H30年3月2日）以降 の状況及び今後の対応方針（案）について

（指摘内容）

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。



（検討の方向性）

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム（研修時間42.5時間（初任者研修）・24時間（現任研修））をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

（施行時期等）

- 検討に要する期間を考慮し、新たな告示等に基づき都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

参考資料1

第89回(H30.3.2)
社会保障審議会障害者部会資料

1. 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

相談支援専門員について(現行)

(基準)

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

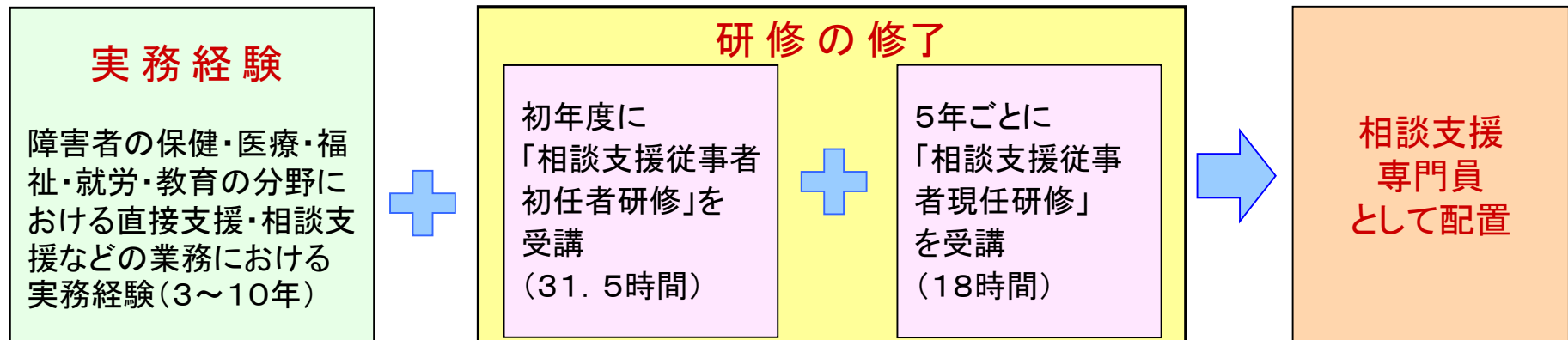
(経緯)

- 障害児(者)地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修(初任者研修・現任者研修)が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修(任意研修)を新設し、研修体制の充実が図られた。

(現状)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 9, 364箇所(平成29年4月1日現在)
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 19, 083人(平成29年4月1日現在)

【相談支援専門員の要件】



- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。
- また、社会保障審議会障害者部会報告書(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。
 - ・ 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。
 - ・ 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
 - ・ 指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のように提言されている。
 - ・ 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
 - ・ より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
 - ・ これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。



- 上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

第89回(H30.3.2)
社会保障審議会障害者部会資料

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

現行

相談支援従事者
実務要件

相談支援従事者
初任者研修
(31.5h)

相談支援
専門員
として配置

相談支援従事者
現任研修(18h)
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

専門コース別研修 (任意研修)

改定後

相談支援従事者
実務要件

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
初任者研修
(42.5h)

相談支援
専門員
として配置

【カリキュラム改定】
相談支援従事者
現任研修(24h)
※5年毎に現任研修を受講
(更新研修)

相談支援専門員
としての要件更新

専門コース別研修(任意研修)

※一部必須及び現任・主任研修受講の要件について検討

3年以上の実務

【カリキュラム創設】
主任相談支援専門員
研修(30h)

主任相談支援
専門員
として配置

一定の実務経験の要件(注)

(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある

②現に相談支援業務に従事している

相談支援専門員研修の告示別表(案)

第89回(H30.3.2)
社会保障審議会障害者部会資料

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h



初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修・更新研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

現任研修・更新研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

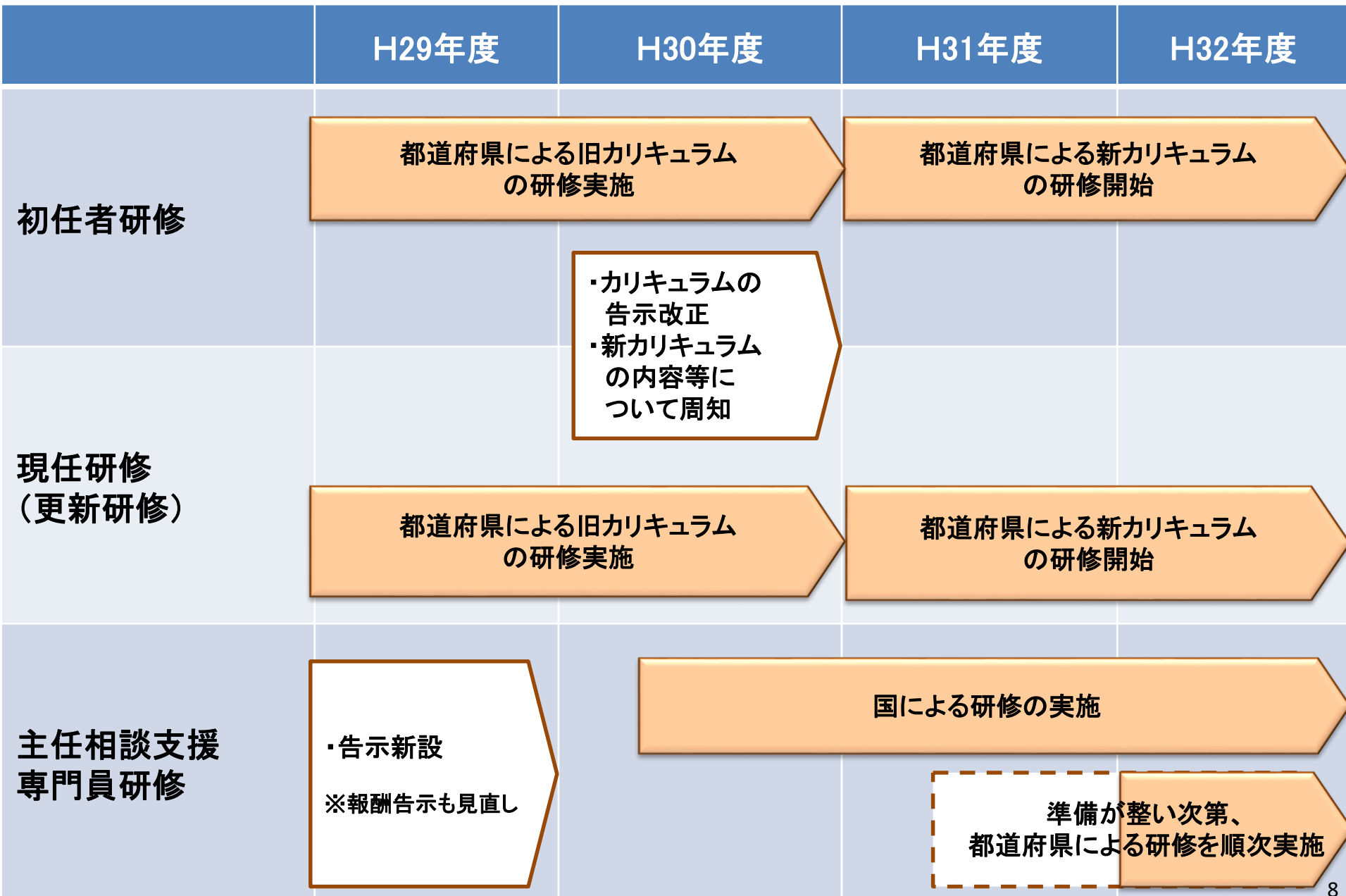
新設



主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11h
合計		30h

見直しのスケジュール

第89回(H30.3.2)
社会保障審議会障害者部会資料



参考資料2

相談支援事業所及び相談支援専門員の状況について

設置・配置状況

＜指定特定・指定障害児相談支援事業所数＞（箇所）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
2,851	4,561	5,942	7,927	8,684	9,364	9,623

＜相談支援事業に従事する相談支援専門員数＞（人）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
5,676	8,915	11,800	15,575	17,579	19,083	20,418

＜常勤専従職員の配置状況＞

（箇所）

1人	2人	3人	4人以上	常勤専従配置なし	平均人数
3,990	1,309	586	405	3,074	2.3人
42.6%	14.0%	6.3%	4.3%	32.8%	

参考：1居宅介護支援事業所あたりの介護支援専門員の常勤人数：3.0人、非常勤0.2人、合計3.2人。（28年度）

出典：障害者相談支援事業実施状況調査（障害福祉課調べ）

※平均人数の出典は平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成28年度調査）事業（H28. 11時点）

養成状況

＜過去5年間の初任者研修修了者数＞

（人）

H25	H26	H27	H28	H29	(A) 合計
9,847	14,903	13,969	12,290	13,845	64,854

＜過去5年間の現任研修修了者数＞

（人）

H25	H26	H27	H28	H29	(B) 合計
3,400	3,463	4,405	5,240	5,970	22,478

出典：障害者相談支援事業実施状況調査（障害福祉課調べ）